

## 愛知県 スマートシティモデル事業（追加分） 質疑応答集

番号	質問	回答
1	<p>「本事業対象経費」において、「県に引き渡すソフトウェア等が無いこと」と記載されており、純粋なアプリ開発は対象外であると認識していますが、既に公に利用されているウェブアプリを実証実験時に一時的に利用し、運用事業者サービス利用料を支払うことは差支え無いとの認識でよろしいでしょうか。</p> <p>既に公となっているウェブアプリを、当市での実験に供するため、一時的に利用する際、施設の名称登録など、若干の修正は必要かと思っており、これら含めたサービス利用料となることを想定しておりますが、アプリをゼロから開発するわけではなく、事業完了後に愛知県様に引き渡すソフトウェアは無いと認識しています。</p>	<p>本事業でアプリの開発を行うのではなく、開発・改良したアプリに対しサービス利用料金を支払うことで、利用することとしてください。また、既に公に利用されているウェブアプリを実証実験時に一時的に利用する場合には、サービス利用料金を支払うことは差し支えありません。</p>
2	<p>「既存サービスを本事業用にカスタマイズすることは開発にあたるか？」</p> <p>「既存サービスを本事業用にカスタマイズしたサービスを、受託事業者提供し、そのカスタマイズ金額を含むサービス料を計上することは可能か？」</p> <p>「新しく本事業の告知も含めたホームページの作成が発生するが、それは開発にあたるか？」</p>	<p>お尋ねのケースが開発にあたるかどうかは質問文だけで判断できませんが、以下の取扱いを想定しています。</p> <p>開発の結果、委託者である県に引き渡す機器やソフトウェア等がないことを原則としています。この場合、本事業でアプリの開発を行うのではなく、開発・改良したアプリに対しサービス利用料金を支払うことで、利用することとしてください。また、既に公に利用されているウェブアプリを実証実験時に一時的に利用する場合には、サービス利用料金を支払うことは差し支えありません。</p> <p>また、一般的な告知用のホームページの作成であれば、外注費に計上することができます。</p>